

■誘導施設の種類

誘導施設は、「都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設」で、目指す都市の将来像にあわせて設定しました。現在の立地状況に応じて、積極的な誘導を行う「不足・誘導型」と、現在立地している施設を維持する「維持・充実型」に分類を行っていますが、どちらも届出の対象となる誘導施設です。

<不足・誘導型>

区分	誘導方針	届出対象*
商業・サービス施設	<ul style="list-style-type: none"> 既存商店街においては、日常の生活利便性の向上に資する身近な小売店舗等の立地誘導を図る。 主要道路沿道においては、賑わい・交流を促進する複合型商業施設や雇用につながる事業系施設の立地誘導を図る。 塩山駅南側は低未利用地における居住地の形成とともに生活利便性を高める施設の立地誘導を図る。 	大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める店舗面積1,000㎡以上の施設）
医療施設	<ul style="list-style-type: none"> 現在立地している医療施設は維持しつつ、区域外の塩山市民病院との公共交通アクセスの強化、医療機能の連携・強化を図る。 居住誘導区域内において徒歩利用圏域に医療施設がないエリアがあるため、充実を図る。 	診療所（医療法第1条の5第2項に定める施設（歯科診療所を除く））

<維持・充実型>

区分	誘導方針	届出対象*
行政サービス施設	<ul style="list-style-type: none"> 市役所は施設老朽化等による更新の場合も、現位置もしくは都市機能誘導区域内に維持する。 	市役所（地方自治法第4条第1項に定める施設であり、甲州市役所の位置を定める条例に規定する施設）
	<ul style="list-style-type: none"> 集会施設は地域コミュニティや災害時の拠点として住民に最も身近な場であり、現在の機能の維持・充実を図る。 	中央公民館、地区公民館（甲州市公民館設置及び管理条例に第4条及び第19条に定める施設）
金融施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点としての利便性を確保するため、現状を維持する。 	銀行、その他金融機関（入出金可能な銀行等）
子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代を支える重要な施設であることから、現状を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所（児童福祉法第39条第1項に定める施設） 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める施設） 幼稚園（学校教育法第1条に定める施設）
高齢者福祉・介護福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉施設については、今後の高齢化の進行に対応し、介護福祉機能など高齢者の日常生活をサポートする施設の充実を図る。 その他は現状を維持しつつ新設・移転の際は都市機能誘導区域に誘導する。 	老人福祉法及び介護保険法に定める施設のうち、訪問、通所、短期入所の機能を有するもの及び小規模多機能施設